

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年11月14日(金) 午前・午後9:00 ~ 10:00

事案担当課 : 産業振興課 (内線 2729)

件名	相模原市中小企業融資制度の見直しについて (1) 信用保証料補助金と利子補給金の見直しについて		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け ■有 □無	政策名	中小企業の育成		
	施策名	経営安定化と経営革新の支援		
条例等制定・改廃 ■有 □無	条例名等	相模原市中小企業融資規則 相模原市中小企業融資利子補給規則 相模原市信用保証料補助規程	情報システム関連 ■有 □無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 市の中小企業融資制度は、平成18年度から急激に利用が増加しており、この先数年間はこの傾向が続くものと思われる。 そのため、利用者サービスを低下させることなく、公平で効率的な制度への見直しを行う必要が生じている。			
概 要	信用保証料補助金を廃止し、利子補給率の引き上げを行うもの。			
事 案 の 具 体 的 内 容	1 現 状			
	市では、市内中小企業の健全な発展及び振興を図ることを目的として、事業活動に必要な資金の融資を金融機関と協調して行っている。制度の運用に当たっては、利用者へは信用保証料補助、金融機関へは預託と利子補給を行うことにより、利用の促進と負担の軽減を図っている。			
	利用実績の伸び			
		件 数	融資金額	伸率
	平成19年度	1, 476	13, 516百万円	157%
	平成14年度	719	5, 259百万円	
	2 課 題			
	政令指定都市への移行を控え、より一層の産業集積を目指す本市においては、ますます増大する資金需用に柔軟に対応し、より多くの事業者が利用できる融資制度への見直しが必要である。 また、融資事務も融資件数に合わせて増大するため、これまでも非常勤職員の活用や融資事務の一部委託などを行い負担軽減を図ってきたが、より効率的な制度運営が求められている。			
	3 信用保証料補助金と利子補給金の比較			
		信用保証料補助金	利子補給金	
支給対象	制度利用者	金融機関		
支出回数	原則1回	年4回		
補助率	70%以内 (限度額: 15万円、20万円、なし)	25%~77% (一部、対象外)		
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 信用保証料は、融資実行時に一括払いするため、資金繰りが苦しい時期の負担軽減に役立つ。 市が事業者に直接支払うため、利用者にとって、見えやすい制度になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 月々の金利負担が軽減される。 金利操作が容易で、景気変動に即した対応ができる。 金融機関へ支払うため、融資実行件数に大きな変動があっても振込先数が一定に保たれる。 (振込先67支店) 		
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 融資を期日前に完済した場合は、補助金の還付が必要となるが、法的拘束力がないため還付に応じないケースもあり、回収に苦慮している。 (収納未済16件、1,203千円) 融資1件に対し、1件の補助金となるため、財務事務に多くの時間が費やされる。(年間1,400件) 	特になし		

4 信用保証料に対する国の考え方

国においては、信用保証制度の利用を促進するため、平成18年4月から保証料率の弾力化を図り、これまで一律だった保証料率を経営状況に応じて9段階に細分化した。現在の一般保証の保証料率は0.45%~1.90%であり、貸出リスクの高い利用者には高負担を求めている。

5 見直しの内容

市の信用保証料補助金は、保証料率を考慮せずに一律70%支払われるため、特定の事業者によくの補助金が支払われている。この補助金を利子補給金に振り分ければ、同じ予算規模であってもより多くの事業者が低利で融資が受けられることとなるため、次のとおり見直すこととする。

- ① 信用保証料補助金を廃止する。
- ② 利用者の負担が増大しないよう補給利率の上乗せを行う。

財源は廃止する信用保証料補助金から充当し、新たな補給利率については、標準的な保証料率で算定した金額を配慮する。

【見直し後の補給利率】

	資金名	融資利率	変更前		変更後		市負担利率 上乗せ分 (B-A)
			利用者 負担利率	市負担 利率 (A)	利用者 負担利率	市負担 利率 (B)	
通常 融資	中小企業振興資金	2.4%以内	2.4%以内	-	2.2%以内	0.2%	0.2%
	同 (1年以内)	1.9%以内	1.9%以内	-	1.7%以内	0.2%	0.2%
	小企業小口資金	2.4%以内	1.4%以内	1.0%	0.9%以内	1.5%	0.5%
特融 別資	環境整備支援資金	2.4%以内	1.8%以内	0.6%	1.6%以内	0.8%	0.2%
	体質強化支援資金	2.4%以内	1.8%以内	0.6%	1.6%以内	0.8%	0.2%
景気 対策 特別 融資	景気対策特別資金	2.2%以内	1.1%以内	1.1%	0.6%以内	1.6%	0.5%
	景気対策特別小口資金	2.2%以内	0.5%以内	1.7%	0.2%以内	2.0%	0.3%
	倒産関連防止資金	2.2%以内	1.1%以内	1.1%	0.4%以内	1.8%	0.7%
	小企業特別資金	2.2%以内	1.1%以内	1.1%	0.7%以内	1.5%	0.4%
	資金繰り円滑化借換資金	2.4%以内	2.4%以内	-	2.2%以内	0.2%	0.2%
創業支援融資補助制度※		2.3%以内	0.55% 以内	1.75%	0.3%以内	2.0%	0.25%

※市では、「これから創業する方」又は「商業して1年未満の方」を金融面から支援するため、県の「創業支援融資」利用者に対し、融資利率及び信用保証料の一部を補助している。

事業
スケジュール

平成20年 4月 1日 信用保証料補助金の廃止、利子補給率の改定

(1) 直接経費（補助金）

○削減効果額

平成21年度（単年度）

（千円）

	平成20年度 予算現額	平成20年度 決算見込額	平成21年度 (制度変更前) A	平成21年度 (制度変更後) B	平成21年度 削減効果額 B-A
利子補給金	210,778	257,000	257,000	297,000	40,000
信用保証料補助金	200,976	214,000	214,000	0	△214,000
合計	411,754	471,000	471,000	297,000	△174,000

※平成21年度（制度変更前）は、平成20年度決算見込みと同額。

利子補給5年間分との対比

（千円）

実行年度	合計	補給年度				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利子補給（上乗せ分）	436,000	40,000	71,000	95,000	111,000	119,000
信用保証料補助	△1,070,000	△214,000	△214,000	△214,000	△214,000	△214,000
削減効果額	△634,000	△174,000	△143,000	△119,000	△103,000	△95,000

※融資は5年償還で計算

(2) 間接経費（人件費）

○信用保証料補助金支出にかかる事務手続き廃止に伴う削減効果額

平成21年度（276時間削減）

1,100千円

※5年間（平成21年度～25年度）累計

5,500千円

○信用保証料補助金返還にかかる事務手続き廃止に伴う削減効果額

平成27年度以降

146時間削減

600千円

※既補助分があるため、保証料補助制度廃止後も最大7年間は返還事務を行う。

経費・事業対象その他

事業実施にあたっての課題

- ・中小企業者の実態を踏まえた、公平かつ多くの事業者が利用できる制度の構築
- ・信用保証協会や金融機関との調整

検討経過

平成20年 8月 環境経済局 取り組み方針に掲載
平成20年11月 7日 主管会議

経営調整会議・主管会議での主な意見・結果

〔□経営調整会議 ■主管会議での主な意見〕

- ・保証料補助は借り手にとっては、有効な部分もあるのではないかと。
⇒保証料は保険金のようなものなので、自己責任の範疇であると考えている。その分は金利の補助に回し、月々の返済の負担を減らすようにしたい。
- ・金利ゼロの資金を設定する考えは。
⇒融資という性格上、借りる側にも一定のモラルを持っていただきたいという意味で、たとえわずかでも金利の負担はお願いしたい。

〔□経営調整会議の結果〕

〔■主管会議の結果〕

原案を一部修正して、局経営会議に付議する。

事 案 調 書 (経営会議 経営調整会議 局経営会議)

(様式2)

開催日時 : 平成20年11月14日(月) 午前・午後9:00 ~ 10:00

事案担当課 : 産業振興課 (内線 2729)

件名	相模原市中小企業融資制度の見直しについて (2) 地球温暖化防止支援資金の創設について		<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充 充実
総合計画の位置付け ■有 □無	政策名	中小企業の育成		
	施策名	経営安定化と経営革新の支援		
	政策名	地球環境の保全に向けた取り組み		
	施策名	環境負荷の低減を進めるしくみづくり		
条例等制定・改廃 ■有 □無	条例名等	相模原市中小企業融資規則 相模原市中小企業融資利子補給規則	情報システム関連 ■有 □無	
提 案 由	(背景及び必要性等) 地球温暖化防止に向けた中小企業者の取り組みを促進するため、行政としても何らかの支援を行う必要が生じている。			
概 要	地球温暖化防止を目的とした新たな資金メニューを創設するもの。			
事 案 の 具 体 的 内 容	1 趣 旨			
	「人・自然・産業が共生する 活力あるさがみはら」を新たな都市像に掲げる本市にとって、低炭素社会の実現は重要なテーマであり、そのためには、中小企業者の取り組みを促進することが求められているが、中小企業者にとって新エネルギー等の導入は、大きな投資であり、行政の支援が望まれるところである。			
	市は、これまで特別融資制度を設け、公害防止や新製品開発などについて金融面での支援を行ってきたが、この特別融資の中に新たな資金メニューとして地球温暖化防止支援資金を新設し、中小企業者の支援を図っていく。			
	2 資金の内容			
	資金名	地球温暖化防止支援資金		
	融資種別	特別融資		
	対象者	次のいずれかに該当する中小企業者及び協同組合等 (1) 省エネルギー設備等を導入する者 例) 省エネタイプの機械・設備への切替など (2) 新エネルギー設備等を導入する者 例) 太陽光発電設備の導入、電気自動車の購入など (3) その他市長が地球温暖化防止に有効と認める設備等を導入する者 例) 屋上緑化、壁面緑化など		
	資金使途	設備資金 (設備導入関連経費を含む。)		
	融資限度額	3,000万円		
	保証制度	限定なし		
	融資利率	2.4%以内 (利用者負担利率0.4%以内、市負担利率2.0%)		
	返済期間	7年以内 (据え置き1年以内)		
	申込先	取扱金融機関 (確認書申請は産業振興財団)		
	審査方法	事業計画書をエネルギー管理士が確認		
実績報告	資金使途を確認するため実績報告書を徴する。			
備考	新エネルギー等に関する製品開発については、体質強化支援資金で対応する。			
3 類似する資金の導入状況				
東京都 (融資限度額: 1億円、融資利率1.97%~3.34%以内)				
神奈川県 (融資限度額: 8,000万円、融資利率2.3%以内)				

事業スケジュール	平成21年4月 地球温暖化防止支援資金の創設
経費・事業対象その他	<ul style="list-style-type: none"> ・実績想定 500万円規模 10件 ・平成21年度当初予算額 預託金…1,400万円 利子補給金…45万円（運営費等補助金） 委託料…10万円（産業振興財団へ委託）
事業実施にあたっての課題	
検討経過	平成20年8月 環境経済局 取り組み方針に掲載
経営調整会議・主管会議での主な意見・結果	<p>〔主管会議での主な意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額3,000万円に対応は可能か。 ⇒ある金融機関のアンケートで3,000万円あれば、全体の73%がカバーできるという結果を受けて設定した。 ・運転資金はどのようなものを想定しているのか。 ⇒導入機器の使用法の研修や施設導入のアドバイザー経費などを考えている。運転資金の使途があいまいにならないよう要領などでしっかりと定めていく。 ・省エネ効果については、検証するのか。 ⇒中小企業に削減効果を算出させるのは困難であるが、資金の使途については何らかの方法で確認したい。
<input type="checkbox"/> 経営調整会議の結果 <input checked="" type="checkbox"/> 主管会議の結果	原案を局経営会議へ付議する。